

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書について

1. 都市計画の構想段階評価書について

本都市計画の構想段階評価書は、岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、都市計画の変更手続きを行うにあたり、「都市計画運用指針」に基づき都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめたものです。

2. 都市施設の目的について

国は、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策等を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進しています。これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上での全連続炉への集約化を目指しています。

このような状況を踏まえ、平成11年2月に岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市5町（その後の合併により岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置しました。平成17年3月に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定し、岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中心クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととしました。

その後、平成23年7月に旧岡崎市中心クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中心クリーンセンターが供用を開始しました。

本事業は、岡崎西尾ブロック内において既に稼働している岡崎市中心クリーンセンターとともに新たにごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものです。



※額田町は平成18年1月に岡崎市と合併
一色町・吉良町・幡豆町は平成23年4月に西尾市と合併

3. 都市施設の概要について

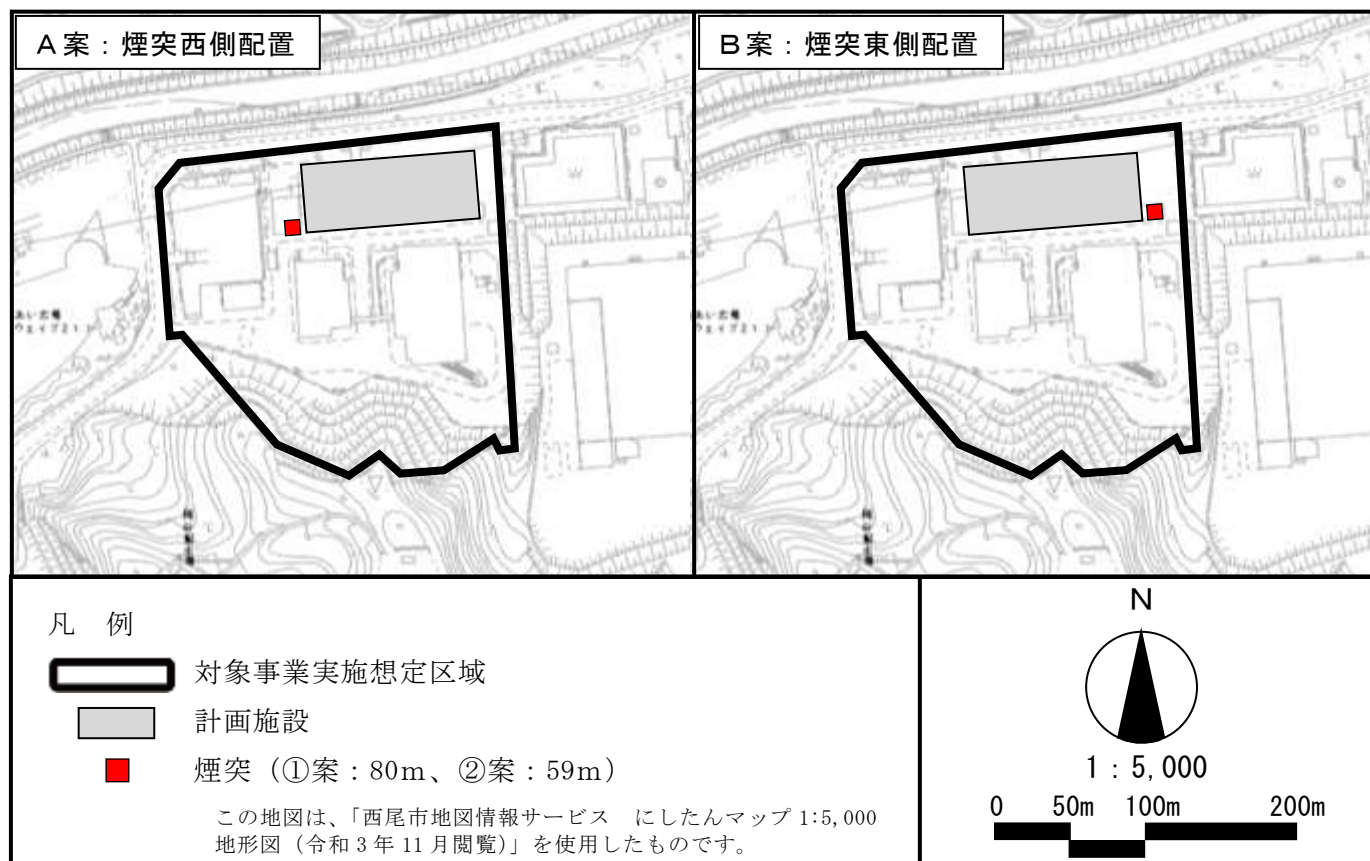
都市施設の内容は以下のとおりです。

都市施設の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業	
都市施設の規模	処理能力：約 310 t/日	
位置及び面積	西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか 約 4.45ha	
ごみ焼却施設	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備
	煙突高さ	未定
	運転計画	24 時間連続運転
稼働目標年度	令和 12 年度	

4. 複数の都市計画の概略の案の設定について

都市施設の位置（対象事業実施想定区域）については、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において候補地選定が行われ公表されていること、規模についても既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置について A 案（煙突西側配置）と B 案（煙突東側配置）の 2 案及び、煙突の高さについて①案（80m）と②案（59m）の 2 案の合計 4 案を設定しました。

複数案		内容
施設の配置	A 案	煙突西側配置
	B 案	煙突東側配置
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m
	②案	59m



5. 評価の結果（総合評価）について

評価の結果は以下のとおりです。

評価分野	評価項目		評価結果				
			A案		B案		
			①案	②案	①案	②案	
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れます。				
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられます。				
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられます。				
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられます。				
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考えます。				
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できます。					
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じません。			
			人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはありません。	
	施設の存在による眺望景観への影響	○ いずれの対象計画案についても、計画施設（煙突）を望む仰角は10度以下であることから、重大な環境影響を及ぼすことはありません。					
円滑な都市活動の確保		「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。					
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。				
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正		○	◎	○	◎	
	事業期間長期化リスク		○ 事業期間長期化リスクはないと考えられます。				
総合評価			○	◎	○	◎	

注) 各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」としました。また、各案が「同等」の場合は「○」としました。

6. 都市計画の構想段階評価書の案についての意見書の提出状況

都市計画の構想段階評価書の案を以下の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された都市計画の見地からの意見書は計2通（32件）です。その意見書に記載された意見の分類は、以下に示すとおりです。

- ・縦覧期間：令和4年3月2日（水）～3月31日（木）
- ・意見書提出期限：令和4年3月31日（木）

分類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市施設の目的及び内容	13
第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況	9
第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法	1
第5章 評価の結果	2
第6章 総合評価	0
第7章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	7
合計	32

7. 都市計画の構想段階評価書の案についての意見の概要及び見解（抜粋）

都市計画の構想段階評価書の案についての都市計画の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、以下のとおりです。一部を抜粋しています。

意見の概要	都市計画決定権者の見解
①施設構造（煙突の高さ）について コスト面や景観よりも他地域より周辺住民は少ないとはいえ今迄はもとより、永年にわたり当地域にはまた大量に汚染は蓄積され続ける訳でありますので、住民の健康には十分配慮し、少しでも地域住民の不安を軽減して頂きたい。	施設構造の煙突高さについては、今年度の「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいりますが、今後併せて実施する環境影響評価の手続きの中で、施設の稼働による大気質等の予測評価をお示しするとともに、説明会等を通じて地域住民の方へ内容のご説明を行い、不安を軽減していただけるように努めてまいります。
②次期廃炉される時には是非西尾市以外でお願いしたい。	今後の計画については、未定となっております。
③完成稼働時には大気汚染数値は基準値と合わせて、毎月公報に掲載し、汚染状況を報告して頂きたい	現在の施設についてもクリーンセンターの維持管理の状況に関する記録として、年に複数回実施している排ガス中のばい煙等の測定結果を事業者のホームページで公表しております。新施設についても、同様に排ガス測定結果等の情報公開に努めてまいりたいと考えております。なお、情報公開の方法としては、基本的には事業者のホームページで行うことを検討しております。
④住民等意見聴取は出来れば地元住民の意見もしっかり聴いて頂きたい。	今後の手続きにおいても、住民の方の意見聴取の機会を設けるとともに、説明会等を通じて地域住民の方へ内容のご説明を行っていく計画としております。

8. 今後の予定について

都市計画手続きの今後の予定は次のとおりです。

事項		時期（予定）
構想段階	都市計画の構想段階評価書案の公表	縦覧期間：令和4年3月2日～3月31日
	都市計画の構想段階評価書の公表	縦覧期間：令和4年5月11日～6月9日
	都市計画概略案の公告・縦覧	令和4年度
計画段階	都市計画原案の作成	令和5年度
	都市計画案の公告・縦覧	令和5年度
	都市計画決定の公告・縦覧	令和6年度
供用開始		令和12年度

・今後の手続きの流れ

